

# 長野県民交通災害共済組合格約

〔昭和 43 年 1 月 19 日〕  
〔長野県指令 42 地第 1004 号許可〕

改正	昭和 48 年 3 月 22 日	長野県指令 47 地第 1035 号	平成 21 年 11 月 12 日	長野県指令 21 長地政第 115 号
	平成 4 年 3 月 13 日	長野県指令 3 長地総第 519 号		
	平成 9 年 5 月 16 日	届出		
	平成 15 年 9 月 1 日	長野県指令 15 長地総第 137 号		
	平成 17 年 10 月 21 日	長野県指令 17 長地総第 148 号		
	平成 19 年 3 月 29 日	長野県指令 18 長地総第 403 号		

(組合の名称)

第 1 条 この組合は、長野県民交通災害共済組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第 2 条 この組合は、別表に掲げる市町村で組織する。

(組合の共同処理する事務)

第 3 条 この組合は、組合を組織する市町村の交通災害共済に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第 4 条 この組合の事務所は、長野市大字西長野字加茂北 143 番地 8 に置く。

(組合の議会)

第 5 条 この組合の議会の議員は、第 7 条の規定により、その長が組合長又は副組合長に就任した市町村以外の組織市町村の長をもつてあてる。

(組合の議会の議員の任期)

第 6 条 組合の議会の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合の議会の議員が、市町村長の職を失ったときは、同時にその職を失う。

(組合長、副組合長及び会計管理者)

第 7 条 この組合に、組合長、副組合長及び会計管理者を置く。

2 組合長及び副組合長は、組織市町村長の互選による。

3 会計管理者は、組合長が任命する。

4 組合長及び副組合長の任期は、2 年とする。

(監査委員)

第 8 条 この組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て組合の議会の議員及び識見を有する者のうちから、1 人ずつ選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議会の議員のうちから選任されたものにあつては、議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任されたものにあつては、2 年とする。

(補助職員)

第 9 条 この組合に、職員を置き、組合長が任免する。

(経費の支弁の方法)

第10条 この組合の経費は、組合の財産及びその他の収入をもつてあて、なお、不足するときは、組合長が組合の議会の議決を経て別に定める割合をもつて組織市町村が負担する。

附 則 (昭和 43 年 1 月 19 日長野県指令 42 地第 1004 号)

この規約は、組合設立の許可のあった日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 3 月 22 日長野県指令 47 地第 1035 号)

この規約は、許可のあった日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 13 日長野県指令 3 長地総第 519 号)

(施行期日)

1 この規約は、許可の日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、この規約による改正後の長野県民交通災害共済組合同規約第 8 条第 2 項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則 (平成 9 年 5 月 16 日届出)

この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 9 月 1 日長野県指令 15 長地総第 137 号)

この規約は平成 15 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 10 月 21 日長野県指令 17 長地総第 148 号)

この規約は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 29 日長野県指令 18 長地総第 403 号)

(施行期日)

1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則 (平成 21 年 11 月 12 日長野県指令 21 長地総第 115 号)

この規約は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

松 本 市	飯 田 市	須 坂 市
小 諸 市	伊 那 市	駒 ヶ 根 市
中 野 市	大 町 市	飯 山 市
茅 野 市	塩 尻 市	佐 久 市
千 曲 市	岡 谷 市	上 田 市